

## 【子どもの学習等支援活動補助金 申請の流れ】

時期	手続内容	対応者	提出書類
～ 9 月 末 日 ※ 1	交付申請	申請者⇒日野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(第 1 号様式) 日野市子どもの学習等支援活動補助金交付申請書兼請求書</li> <li>・活動計画書(第 1 号様式にあり)</li> <li>・収支予定表等(参考様式あり)</li> <li>・団体等の構成員名簿等(参考様式あり)</li> <li>・通帳等の写し(振込先のわかるもの)</li> <li>・その他必要書類</li> </ul>
～12 月末 (予定) ※ 2	交付 (不交付) 決定及び 補助金の 振込	日野市⇒申請者	<p>「日野市子どもの学習等支援活動補助金交付・(不交付)決定通知書」を日野市より送付</p> <p><b>交付決定の場合は指定口座へ送金</b></p>
～4月第2金曜	実績報告	申請者⇒日野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(第 3 号様式) 日野市子どもの学習等支援活動補助金実績報告書</li> <li>・活動実績書(第 3 号様式にあり)</li> <li>・支出明細等(参考様式あり)</li> <li>・領収書等、支払いのわかるもの</li> </ul>
実績報告 受領後	補助金額 確定	日野市⇒申請者	「補助金確定通知書」を日野市より送付
補助金確定通 知書受領後	交付請求 書を提出	申請者⇒日野市	<b>精算がある場合は</b> (第 5 号様式) 日野市子どもの学習支援活動補助金精算書
精算書提出後	精算額を 返還	申請者⇒日野市	市指定の方法で精算額を返還。

※ 1 10 月以降のご申請は、セーフティネットコールセンター (042-514-8542) までご相談ください。予算の関係上、タイミングによってはお受けできない場合もございます。

※ 2 9 月末日までにご申請をいただいた場合となります。10 月以降にご申請の場合は、別途ご案内いたします。

### <申請に係る注意事項>

- ◆第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式については記入例を確認の上、ご作成ください。
- ◆実績報告の際に領収書等が必要となる為、対象経費の領収書・レシート類は必ず捨てずに保管をお願いいたします。
- ◆ご不明点等はお気軽にお問合せ下さい